

会員企業の皆様へ

第1部 「消費税の軽減税率制度説明会」

～軽減税率制度は全ての事業者に関係があります～

一般社団法人 日本印刷産業連合会
法令制度部会

本年10月1日より消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。印刷業界でも経費に軽減税率対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

日本印刷産業連合会は、会員企業の皆様を対象に、消費税軽減税率制度の概要や、請求書様式の変更など、飲食料品の取扱い（販売）がない事業者でも知っておくべきポイントに焦点を当てた説明会を開催いたします。

記

開催日時：2019年7月5日(金) 14:00 ～ 14:55 (13:30 受付開始)

会場：日本印刷会館2階会議室 (東京都中央区新富1-16-8)

内容：軽減税率制度の説明 (約40分)

質疑応答 (約10分)

定員：100名 (先着)

参加費：会員無料

講師：東京国税局 消費税課 岸岡氏

講習内容：・消費税軽減税率制度の概要について

・対応が必要な事項 (請求書、帳簿、会計システム等) について

・適格請求書等保存方式 (インボイス制度) とは

・消費税申告書の記載方法の変更点について

申込方法：下記 URL からお申し込みください。

該当ページ：<https://www.jfpi.or.jp/topics/detail/id=4338>

申込締切日：6月28日(金) 但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。